

令和3年(特)第117号 会社法違反事件

決 定

商 号 開発&コンサルティング株式会社

住 所 神奈川県中郡大磯町大磯490番地2ハイツシュスラン2A

被 審 人 守屋孝敏

当裁判所は、被審人に対する標記違反事件の過料の裁判について、被審人から異議の申立てがあったので、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件につき、当裁判所が令和3年6月28日にした過料決定を取り消す。
- 2 本件につき、被審人を処罰しない。
- 3 本件手続費用は、国庫の負担とする。

理 由

- 1 本件は、当裁判所が、令和3年6月28日、開発&コンサルティング株式会社（本店神奈川県中郡大磯町大磯490番地2）（以下「本件会社」という。）の代表取締役役に就任している被審人について、平成18年5月30日に役員が退任し、法定の員数を欠くに至ったのに令和3年1月7日まで選任手続を懈怠したもものとして過料の決定をしたところ、被審人から異議が申し立てられた事案である。
- 2 被審人が当裁判所に提出した資料によれば、本件会社は、平成18年5月30日に「有限会社経営相談どっと混む」から「株式会社経営相談どっと混む」に商号変更しているが、役員は退任せず、重任していることが認められる。
- 3 よって、役員退任を前提に選任手続を懈怠したもものとして過料を課した上記決定はこれを取り消すべきであり、本件異議申立てには理由があるから、非訟事件手続法120条、122条により、主文のとおり決定する。

令和3年7月6日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁 判 官 見 目 明 夫



これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 丸山亜希子